

大阪市民のみなさんへ

くらし

空家の利活用を応援します!!「空家利活用改修補助事業」スタート!

空家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進するため、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する用途への改修にかかる費用等の一部を補助します。

大阪市 空家 補助

検索

補助要件

- 平成12年以前に建築された戸建住宅または長屋建住宅であること
- 賃貸用または売却用として流通しておらず、3か月以上空家であること
- 利活用事例として、大阪市の情報発信することに了承できること など



補助の種類	住宅再生型	地域まちづくり活用型
改修後の用途	住宅	地域まちづくりに資する用途
補助対象者	空家所有者(居住予定者、賃貸予定者)、 空家取得予定者、賃借予定者	非営利団体等 (NPO法人、社会福祉法人、公益法人等)
補助内容	省エネやバリアフリーといった、 住宅の性能向上に資する改修工事 改修工事費用の1/2(最高75万円)を補助*	子ども食堂や高齢者サロンといった、 地域まちづくりを活性化するための改修工事 改修工事費用の1/2(最高300万円)を補助*

※上記以外にインスペクション(既存住宅状況調査)や耐震診断・設計、耐震改修工事に要する費用にも補助があります。

問い合わせ▶都市整備局住環境整備課防災・耐震化計画グループ
☎6208-9622 FAX6202-7025

改修前



改修後



改修イメージ(改修前→改修後)

子ども・教育

10月から国における 幼児教育・保育の 無償化が開始されます!

対象となるために、事前に手続きが必要な場合があります。

大阪市 幼児教育の無償化

検索

無償化の対象

- 3～5歳児
- 住民税非課税世帯の0～2歳児

「3～5歳児」とは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。

施設種別	3～5歳児	住民税非課税世帯の0～2歳児	手続き
幼稚園等			
新制度に移行している(1号認定)※1	無料	—	不要
新制度に移行していない※1	月額25,700円を上限に給付	—	要※2
保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育	月額11,300円を上限に給付 (住民税非課税世帯の満3歳児のみ月額16,300円)	—	要※2
保育所等(2・3号認定)	無料	無料	不要
保育所等を利用しておらず 保育の必要性の認定を受けた子どもの 認可外保育施設、一時預かり事業 (幼稚園型以外)、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業	月額37,000円を上限に給付	月額42,000円を上限に給付	要※3
児童発達支援事業、保育所等訪問支援、 障がい児入所施設	無料	—	要※4

※1 子ども・子育て支援新制度の移行については各園にお問い合わせください

※3 7月中旬より区役所にて認定手続き開始(申請書は大阪市ホームページにてダウンロード可)

※2 7月に園を通じて申請書を配布

※4 対象者に手続き方法等を通知

問い合わせ▶

こども青少年局保育企画課[幼稚園以外に関すること]
管理課[幼稚園に関すること]

☎6208-8031

FAX6202-6963

☎6208-8085

FAX6202-6963